

重 要 事 項 説 明 書

1. 事業者(法人)

法人名	社会医療法人清風會
所在地	岡山県津山市日本原352番地
電話番号	0868-36-3311
代表者	森 崇文
設立年月日	昭和31年12月28日

2. 事業所の概要

(1) 事業所のサービス種類など

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	ケアプランセンターほっとスマイル 平成11年10月1日指定 第 3373600026 号
所在地	岡山県津山市日本原369番地
電話番号	0868-36-3382
事業所の管理者	小椋 晶
通常の事業の実施地域	津山市(勝北中学校区)、奈義町、勝央町、 美作市(勝田中学校区、美作中学校区)
電話番号	0868-36-3382

(2) 運営の目的と方針

要介護状態にあるご利用者に対し、公正・中立かつ適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。その実施に際しては、ご利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力やおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営む事ができるように「居宅サービス計画」等の作成及び変更を行います。

また、提供を受けている指定居宅サービス、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等を通じて実施状況の把握に努めます。

(3) 職員体制

従業者の職種・資格	人数	勤務体制	業務内容
管理者			事業所の職員・業務管理
主任介護支援専門員	1名(管理者と兼務)	常勤	居宅介護サービス計画の作成
介護支援専門員	1名以上	常勤	居宅介護サービス計画の作成

(4) 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時30分まで
休日	土・日・祝祭日及び年末年始(12月31日～1月3日) * 悪天候の場合、臨時休業をとる場合があります
緊急連絡先	担当介護支援専門員の携帯電話にて受付(24時間体制)

(5) 居宅介護支援の実施概要

① 課題分析およびモニタリングの実施方法

厚生労働省が定める課題分析標準項目に準じたアセスメントツールを使用して、課題分析を行います。その後、月1回はご利用者の居宅を訪問し、ご利用者と面談の上サービスの利用状況、目標に向けた進行状況、生活上の変化などを確認させていただき記録します。

② 利用料金

居宅介護支援の実施際しての利用料金は「別紙1」の通りです。ただし、厚生労働省が定める介護報酬については原則としてご利用者負担はありません。

ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

③ 研修の参加

現任研修等、資質向上のために必要な研修に計画的に参加します。

④ 担当者の変更

担当の介護支援専門員の変更を希望される場合は、対応可能です。

3. 秘密の保持

- ① 介護支援専門員及び事業所に所属する者は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びご家族に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続します。
- ② ご利用者及びご家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においてご利用者及びご家族の個人情報を用いません。

4. 利用者自身によるサービスの選択と同意

ご利用者自身がサービスを選択する事を基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を、下記の通り適正にご利用者またはご家族に対して提供するものとします。

- ① 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予めご利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するように求めができるよう、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求める事ができることを説明します。
- ② 特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、ご利用者の選択を求める事なく、同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ③ 当事業所がケアプランに位置付けている訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、

福祉用具貸与の利用状況は「別紙2」の通りです。

5. 医療機関に入院、医療サービス利用の場合

ご利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、ご利用者の疾患について必要に応じて連絡を取らせていただきます。そのことで、ご利用者の疾患を踏まえた支援を円滑に行うことを目指します。この目的を果たすために以下の対応をお願いします。

- ① ご利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や事業所名、連絡先を病院等へ伝えてください（「ケアマネージャーからのお願い文書」をお渡します）。
- ② ご利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスを希望している場合その他必要な場合には、ご利用者又はご家族等の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。また、この場合において、居宅サービス計画書を作成した際には、主治の医師等に交付します。

6. 記録の整備、閲覧

事業者はご利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これをその完結の日から5年間保管します。ご利用者又はご家族の求めに応じて、指定居宅介護支援の実施状況に関する書類の閲覧に応じます。

7. ハラスメントの防止

ご利用者及びそのご家族のサービス利用にあたって、下記の行為は組織として許しません。

- ① 直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為
- ② 人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的嫌がらせ行為

8. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、ご利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生した際の予防、またはまん延防止のために、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6ヶ月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10. 人権擁護と高齢者虐待の防止について

ご利用者の人権擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- ③ 虐待を防止するための研修を定期的に実施します。
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するため、担当者の設置を設置します。
- ⑤ 成年後見制度の利用を支援します。
- ⑥ ご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- ⑦ 虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 契約の終了と更新

契約の有効期間は、契約締結日から認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約満了日までにご利用者から契約終了の申し出が無い限り、契約は自動更新されます。

① 利用者からの交替の申し出

ご利用者が他の指定居宅介護支援事業所の利用を希望する場合には、ご利用者に対し直近の居宅サービス計画表及び実施状況に関する書類を交付します。

② 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

③ ご利用者及びご家族から、事業所、担当者に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント等の迷惑行為があり、改善の見込みがない場合には、事業者はこの契約を解除できるものとします。

12. 事故発生時の対応

- ① ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、ご利用者のご家族等に連絡し必要な措置を講じます。また市町村に速やかに報告します。
- ② ご利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、ご利用者やご家族等に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することがあります。
- ③ 事故の状況及び事故に際して取った措置については記録します。

13. 苦情受付について

① 当事業所苦情相談窓口

- ・ 苦情受付担当責任者 : 管理者 小椋 晶
- ・ 電話番号 : 0868-36-3382
- ・ 受付時間 : 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

② 公的機関苦情受付窓口が、下記の通り設置されています。

- ・ 津山市高齢介護課 : 0868-32-2070
津山市山北520番地
- ・ 奈義町こども・長寿課 : 0868-36-6700
奈義町豊沢327番地1
- ・ 勝央町健康福祉部介護保険班 : 0868-38-7102
勝央町平242番地1
- ・ 美作市 市民生活部 市民保健課 介護保険係 : 0868-72-3912
美作市北山390番地2
- ・ 岡山県国民健康保険団体連合会 : 086-223-8811
岡山市桑田町17番地5

当事業所は、居宅介護支援の提供開始にあたり、ご利用者に上記のとおりに重要事項を説明しました。本書2通を作成し、ご利用者、事業者が署名・押印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 ケアプランセンターほっとスマイル

介護支援専門員 _____

私は、本書面に基づいて事業者からの説明を受け、居宅介護支援の提供開始について同意をしました。

(ご利用者)

住所 _____

氏名 _____ 印

(ご家族または代理人)

住所 _____

氏名 _____ (続柄) _____ 印